

人・ふれあい、まち・息づき、暮らし・かがやく

ふれあいだより

Vol.96

令和4年

夏の号



Contents

大阪府からのお知らせ

- 収入申告は7月20日(水)までに! P.1
- 収入申告義務の免除申請について(認知症等により収入申告が困難な方へ) P.1
- 家賃のお支払は口座振替で! P.2
- お忘れなく! 家賃、駐車場使用料の支払期限は毎月月末です。 P.2
- 府営住宅の中層エレベーター設置事業について P.3
- 府営住宅敷地内での花の栽培について P.4
- 動物飼育の禁止について P.4

株式会社東急コミュニティーからのお知らせ

- 水害に備えましょう! P.5
- 熱中症を予防して元気な夏を! P.6
- 「健康相談ダイヤル」を開設しています P.6

収入申告は7月20日(水)までに!

- 府営住宅の入居者は、翌年度の家賃を所得に応じて決定するため、毎年、世帯全員の収入を申告する必要があります。
※地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅の場合は、収入申告はありません。
- 「収入申告書」等の用紙は、管理センター(裏表紙参照)から、6月中にお届けします。
- **収入申告をしなければ、来年度は近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅なみの家賃)となり、高くなります**のでご注意ください。
- **世帯全員**のマイナンバーを提供していただくことで、「住民税課税証明書」の提出を省略できるようになります。
詳しくは、6月中にお届けする「収入申告書関係書類」に同封の「マイナンバー(個人番号)による収入申告のご案内」をご覧ください。
- **課税証明書について、新型コロナウイルス感染症の影響で、締切までに令和3年中の所得等が反映された課税証明書を取得できない場合は、取得後速やかに申告してください。**
- 収入申告書の提出にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、**郵送による提出**にご協力ください。

※ 例年、申告漏れが非常に多くなっておりますので、くれぐれもご注意ください。

収入申告のお問い合わせ 専用電話

大阪府営住宅 高槻管理センター	☎072-685-1097
大阪府営住宅 千里管理センター	☎06-6155-2784
大阪府営住宅 堺東管理センター	☎072-221-1094
大阪府営住宅 泉北管理センター	☎072-290-6076
大阪府営住宅 泉佐野管理センター	☎072-458-2854

7月20日(水)まで(日曜・祝日を除く午前9時～午後6時)

収入申告義務の免除申請について (認知症等により収入申告が困難な方へ)

認知症や知的障がい、精神障がいの理由により、収入申告をすることが困難な事情にあると認められる方については、収入申告義務の免除を申請することができます。この場合、大阪府が行う収入調査で把握した収入に基づき家賃を決定します。
詳しくは、管理センターにお問い合わせください。

家賃のお支払は口座振替で!

口座振替は、毎月の家賃を預金口座から自動的に引き落とします。払い忘れがなく大変便利です。

お手続きは…

- 管理センターまたは金融機関の窓口(大阪府内の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、郵便局)で、申込み用紙をもらう。
- 必要事項を記入して、金融機関の窓口へ提出。
- 「口座振替納入案内書」が届きます。
※提出から、およそ1~2ヶ月かかります。
- 案内書でお知らせする**開始月**の末日から口座振替が始まります。
※**金融機関がお休みの**場合は、翌営業日に引き落とします。



お忘れなく!

家賃、駐車場使用料の支払期限は毎月月末です。

家賃、駐車場使用料を滞納されると契約を解除し、退去・明渡しを求められることとなります。

「失業した」「同居者が転居した」などの理由で収入が減った場合には、家賃額の変更や、減免を受けることができます。

そのような方は、管理センターにお問い合わせください。

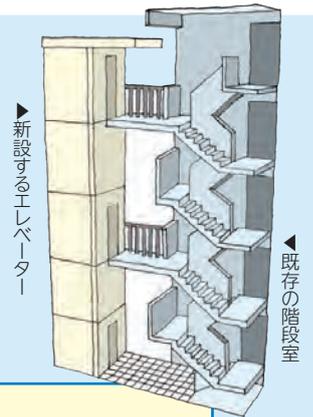


ご注意を!

滞納があると、家賃減免や地位承継、同居などの承認を受けることができません。

府営住宅の中層エレベーター設置事業について

大阪府では、高齢者をはじめとする入居者の階段の昇降にかかる負担軽減をはかるため、エレベーターのない中層住宅に新設のエレベーター設置を進めています。



事業手法の変更

- これまでの中層エレベーター設置事業は、入居者等の状況を踏まえ、利便性向上をはかるため、原則として、すべての団地を対象としてエレベーターの設置を進めてきました。
- 府営住宅は、高度経済成長期に建設した大量のストックが、今後一斉に更新時期を迎えることへの対応が大きな課題の1つとなっており、更新期をとらえた再編・整備により、良質なストック形成等をはかるべく、各事業の総点検を行うとともに各団地の事業方針を検討し、令和3年12月に「大阪府営住宅ストック総合活用計画」を改定しました。
- そのなかで、昭和50年以前に建設された団地を「再編・整備」に位置付け、エレベーターの設置から集約建替や集約廃止へ事業手法を変更しました。

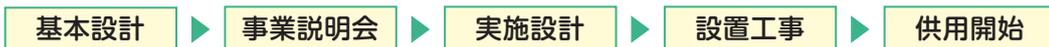
これからの中層エレベーター設置事業

- 以下の団地における4階建ておよび5階建ての住棟を対象として、引き続き、原則、高齢世帯率(65歳以上の高齢者を含む世帯の割合)が高い団地の順にエレベーター設置を進めていきます。
- 令和2年度以前に、中層エレベーター設置の事業計画を作成している団地(ストック計画において、集約建替へ事業手法の見直しを行った団地は除く)
- 改定前のストック計画から実施している低需要団地における住戸集約にあわせて、エレベーターを設置することとしている団地
- 昭和60年代以降に建設された団地



【事業の流れと標準的なスケジュール等】

□ 事業の流れ



□ 標準的なスケジュール



□ 各団地の事業の進捗状況

ホームページで随時更新していきます。スマートフォンでご覧いただけます。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/jyukan/free/ev.html>



府営住宅敷地内での 花の栽培について



**府営住宅の敷地は府民共有の財産であるため、
個人での栽培はできません。**

個人で勝手に栽培を続けられている方は直ぐに栽培を止め、元の状態に戻してください。

一方、花を育てることは、生活に潤いや安らぎを与え、地域のコミュニティづくりにもつながります。

大阪府では、個人ではなく自治会が取り組む場合に限って、府営住宅の敷地内において花の栽培ができることとします。(野菜や果樹の栽培はできません。)

※花の栽培については、管理センターへの届出が必要です。希望する自治会は、管理センターに詳細をご確認ください。

動物飼育の禁止について

**府営住宅内で、犬・猫などの動物を
飼育することはできません。**



集合住宅である府営住宅は、動物飼育に適した構造になっておらず、動物の臭い、ふん尿などの悪臭、鳴き声、毛の散乱などは他の居住者に対して、迷惑を及ぼすことから、犬・猫などの動物の飼育を禁止しています。特に、アレルギー症状の方などは、喘息を起こす場合があるなど、命に関わってきます。

このことは、入居時にお渡ししている「住まいのしおり」で周知するとともに、入居時に提出いただいている「誓約書」において、お約束いただいております。

迷惑行為により、入居者の生活に著しい被害を与え、大阪府の指導に従わない場合は**住宅を明け渡ししていただくことがあります。**

例外的に

大阪府では、動物の飼育について、団地居住者の合意形成がなされた場合には、居住者の意思を尊重しようとの考えから、動物を飼育しようとする者が「飼育の会」を結成し、動物の嫌いな方々も含めた団地居住者の皆様が合意できる「飼育のルール」をつくることにより、これを厳守することで一部の団地において動物の飼育を認めています。

● 団地居住者の合意ってなに？

団地居住者で組織する団体の会員の8割以上の議決(同意書への記名押印)。但し、団地居住者世帯の8割以上の合意をもって議決があったものとみなします。

● 「飼育の会」ってなに？

動物を飼おうとする方々や入会を希望する方々で構成し、役割としての会則や飼育ルールの作成、動物の嫌いな方々への説明や納得するまでの話し合い、動物の飼育によるトラブルの解決にあたるなどの対応を行います。

※飼育の会を結成するだけでは、動物飼育は認められません。

● 「飼育のルール」ってなに？

例：猫を室内で飼う、団地内にある犬の糞は「飼育の会」が責任をもって処理する、ペットの手入れは毛が飛散しないよう室内で窓を閉めて行う、階段、廊下、エレベータなどの共用部分ではペットはゲージなどに入れ移動するなど…。

水害に備えましょう!

梅雨時期は急な大雨・集中豪雨が発生しやすくなります。
被害を減らすためには、みなさんが事前に注意し、備えることが重要です。
自分だけでなく、周りにいる大切な人を守るためにも、近隣の人と声をかけあって
水害に備えましょう。

1.最新の気象情報に注意!

梅雨の時期は空模様が変わりやすいです。こまめに天気予報を確認する習慣をつけてみませんか。

- 日頃から天気予報で**梅雨前線・低気圧**の情報を確認する
- 特に大きな被害をもたらす**線状降水帯**に注意する

※線状降水帯とは…非常に激しい雨が同じ場所で降り続く状況



2.注意が必要な場所を確認!



雨によって視界や足元が悪くなると、毎日使っている道やよく知っている場所も危険になることがあります。
注意が必要な場所を知っておきましょう。

- 大雨が降ると**冠水する**恐れのあるところ
- はん濫の危険がある**河川**
- **土砂災害**の発生が予測される場所

予め**ハザードマップ**でも危険性の高い場所をチェックしておきましょう!

3.事前の備えが大切!

大雨になってから慌てないように、事前にできることをしておきましょう。
周りの人にも声をかけてみてください。

- **こまめに**気象情報をチェックし、雨が強くなる前に**食料や電池などを補充**する
- 河川や冠水している道路などには**近づかない**
- ベランダの排水口を**清掃**しておく

※ベランダの排水口にゴミが詰まっていると、豪雨の際に水が溢れ、窓の隙間などから室内に浸水したり、階下へ漏水する恐れがあります。排水口は定期的に清掃しておきましょう。



熱中症を予防して元気な夏を!



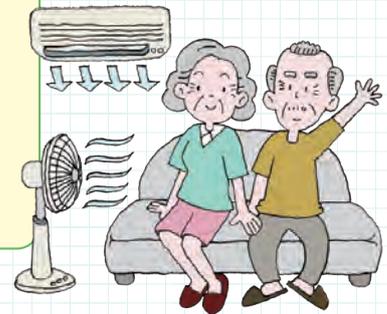
熱中症予防のポイント

- 部屋の温度をこまめにチェック!
(普段過ごす部屋には温度計を置くことをお奨めします)
- 節電を意識するあまり健康を害することのないよう、気温や湿度の高い日には、無理にがまんせず、適度にエアコン等を使用しましょう!
- のどが渴いたと感じたら必ず水分補給!
- のどが渴かなくてもこまめに水分補給!
- マスク着用時もこまめに水分補給!
- 外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も!
- 無理をせず、適度に休憩を!
- 日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを!

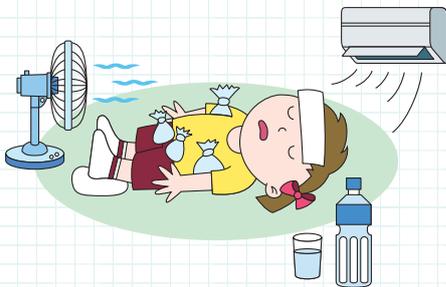
熱中症とは?

熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分(ナトリウム)などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体がだるい、ひどいときにはけいれんや意識の異常など、様々な症状をおこす病気です。

家の中でじっとしていても室温や湿度が高いために、熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。



熱中症の応急手当



- 涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす

※持病をお持ちの方やお子さんは、かかりつけの医師とあらかじめ相談し、熱中症対策についてアドバイスをもらっておきましょう

「健康相談ダイヤル」を開設しています



当社管轄エリアの府営住宅にお住まいの方を対象に、心身の健康について、看護師が24時間365日ご相談にお答えする健康相談ダイヤルを常設しています。また、心理相談や栄養相談などについても、管理栄養士やケアマネージャー等の専門スタッフが応対致します。



フリーダイヤルで
24時間365日
対応



看護師などの
プロのスタッフが連携
して相談に対応



匿名で相談を
受付し
プライバシーに配慮

健康に不安を感じたらご活用下さい。 ※本サービスは、診察・診療行為は行いません。

健康相談ダイヤル(通話料無料) ☎ 0120-979-748

※管轄エリアの詳細は裏面の管理センター一覧表をご確認下さい。

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 高槻管理センター

〒569-0803 高槻市高槻町15-8 ダイエツビル5階
 最寄駅：阪急京都線「高槻市」駅、JR京都線「高槻」駅
 電話：●住宅募集・駐車場 072(685)1092 ●代表 072(685)1091
 ●家賃・その他申請 072(685)1093 FAX：072(685)1098

大阪府営住宅 高槻管理センター (ダイエツビル5階)

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 千里管理センター

〒560-0082 豊中市新千里東町1-5-3
 最寄駅：大阪モノレール・北大阪急行線「千里中央」駅
 電話：●家賃・各種届出 06(6155)2781
 ●住宅募集・駐車場 06(6155)2782
 ●修繕・住宅返還 06(6155)2783
 ●代表 06(6155)2780
 FAX：06(6155)2787

大阪府営住宅 千里管理センター (千里朝日阪急ビル9階)

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 堺東管理センター

〒590-0076 堺市堺区北瓦町1-3-17 堺東センタービル3階
 最寄駅：南海高野線「堺東」駅
 電話：●住宅募集・駐車場 072(221)1083 ●代表 072(221)0109
 ●家賃・その他申請 072(221)1084 FAX：072(221)1078

大阪府営住宅 堺東管理センター (堺東センタービル3階)

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 泉北管理センター

〒590-0132 堺市南区原山台1-1-2 イーストナニワビル4階
 最寄駅：泉北高速鉄道「榎・美木多」駅
 電話：●家賃・各種届出 072(290)6072
 ●住宅募集・駐車場 072(290)6073
 ●修繕・住宅返還 072(290)6074
 ●代表 072(290)6070
 FAX：072(290)6078

大阪府営住宅 泉北管理センター (イーストナニワビル4階)

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 泉佐野管理センター

〒598-0012 泉佐野市高松東1-10-37 泉佐野センタービル7階
 最寄駅：南海本線「泉佐野」駅
 電話：●家賃・各種届出 072(458)2851
 ●住宅募集・駐車場 072(458)2852
 ●修繕・住宅返還 072(458)2853
 ●代表 072(458)2850
 FAX：072(458)2855

大阪府営住宅 泉佐野管理センター (泉佐野センタービル7階)

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 高槻管理センター ●地区 茨木市、高槻市、摂津市、島本町

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 千里管理センター ●地区 豊中市、池田市、箕面市、吹田市 (東三国2丁目住宅含む)

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 堺東管理センター ●地区 堺市(南区を除く) 泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 泉北管理センター ●地区 堺市南区 (泉北ニュータウン)

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 泉佐野管理センター ●地区 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

緊急連絡センター TEL・FAX 06(6942)3240

※水が止まらない・水漏れがする・排水管が詰まって流れないなど緊急事故の場合のみご利用ください。停電などで担当の管理センターの電話が通じない場合もご利用いただけます。

住宅返還届・駐車場返還届は、解約予定日の30日前までにご提出くださいますようお願いいたします。

なくそう部差別調査
私たちみんなの力で
 大阪府部差別調査等規制等条例